

三郷町家具転倒防止対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震災害時における家具の転倒を防止するため、家具転倒防止器具を購入した者に対し、町長が予算の範囲内において助成金を交付することにより町民の生命、身体及び財産の安全確保を図ることを目的とする。

(助成金の対象世帯)

第2条 助成金の交付対象者は、町の住民基本台帳に記録されている者であって、かつ、65歳以上の高齢者又は65歳未満で次の各号のいずれかに該当する者のみで構成された世帯に属する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 奈良県療育手帳制度実施要綱（昭和48年10月1日奈良県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (4) その他町長が特に必要と認めた者

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、家具転倒防止器具の購入に要する経費であって、かつ、合計額が2千円以上の経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1万円を限度とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家具転倒防止器具の購入後、三郷町家具転倒防止対策助成金交付申請兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 三郷町家具転倒防止対策実施報告書（第2号様式）
- (2) 領収書等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1世帯につき1回限りとする。

(助成金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、三郷町家具転倒防止対策助成金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により、助成金を交付することを決定したときは、申請者に対し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(免責)

第8条 町長は、地震その他の災害により家具転倒防止対策器具等を取り付けた家具が転倒して発生した被害について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。